

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正(案)に対するご意見等と大阪府の考え方

No.	ご意見等の要旨	大阪府の考え方
1	<p>電気自動車を流入車規制の対象外とする本改正について賛同する。車種規制非適合車の流入割合は低下しており規制は定着していると考えられるため、電気自動車のみならず、本規制の今後の有り方についても検討すべき。</p>	<p>このたびの改正は、内燃機関を有せず専ら電気を動力源とし排気ガスを全く排出しない自動車(いわゆる電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCEV))について、流入車規制の趣旨に鑑み、流入車規制の対象とならないようにするものです。</p> <p>府では、府内の対策地域への車種規制非適合車の流入状況や、近隣府県をはじめ対策地域外における車種規制適合車の登録台数の推移などを注視しています。</p> <p>流入車規制の今後のあり方に関しては、いただいたご意見を参考に施策を進めさせていただきます。</p>